

基準10

災害移転

- 1 次のいずれかに該当する建築物の移転であること。
 - (1) がけ地近接危険住宅移転事業として行うもの。
 - (2) 地すべり等防止法第24条第3項の規定による承認を得た関連事業計画に基づくもの。
 - (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第9条第3項の勧告に基づくもの。
 - (4) 建築基準法第10条第1項の命令に基づくもの。
 - (5) その他、行政機関の指示に基づく前記(1)から(4)までと同等と認められるもの。
- 2 移転先については、包括承認基準4を準用する。
- 3 開発又は建築を行うために他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可が受けられるものであること。